【参考】過去の「過重労働解消キャンペーン」重点監督の実施結果との比較

事項				年		
				平成 29 年 11 月	平成 28 年 11 月	平成 27 年 11 月
監督指導の 実施事業場	監督実施事業場			155	108	114
	うち、労働基準法などの法令違反あり			120 (77. 4%)	72 (66. 7%)	80 (70. 2%)
主な違反内容	1	違法な時間外・休日労働があったもの		65 (41. 9%)	35 (32. 4%)	42 (36. 8%)
		うち、時間 外・休日労 働の実績が 最も長い労 働者の時間 数が	1か月当たり80時間を超えるもの	38 (58. 5%)	16 (45. 7%)	25 (59. 5%)
			1 か月当たり 100 時間を超えるもの	24 (36. 9%)	10 (28. 6%)	18 (42. 9%)
			1 か月当たり 150 時間を超えるもの	3 (4. 6%)	1 (2. 9%)	3 (7. 1%)
			1か月当たり 200 時間を超えるもの	1 (1. 5%)	0 (0. 0%)	0 (0. 0%)
	2 賃金不払残業があったもの			10 (6. 5%)	13 (12. 0%)	5 (4. 4%)
	3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの			10 (6. 5%)	8 (7. 4%)	8 (7. 0%)
主な健康障 害防止に関 する指導の 状況	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分なために改善を指導したもの			109 (70. 3%)	60 (55. 6%)	73 (64. 0%)
		うち、時間外労働を80時間以内に削減するよう指導したもの		61 (56. 0%)	38 (63. 3%)	50 (68. 5%)
	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの			25 (16. 1%)	19 (17. 6%)	14 (12. 3%)